

悪臭防止法による悪臭規制（臭気指数による規制）

①敷地境界線における規制基準

区域区分		基準値
A区域	B、C区域を除く区域	臭気指数15
B区域	農業振興区域	臭気指数18
C区域	工業地域・工業専用地域	臭気指数18

②気体排出口における規制基準

基準は、敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式により算出。

③排水における規制基準

基準は、敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める換算式により算出。

$$\text{換算式 } I_w = L + 16 \quad I_w : (\text{排水の臭気指数}) \\ L : (\text{敷地境界線における規制基準})$$

【臭気指数】

臭気指数規制は、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を判定する規制方法。

臭気指数は、事業所で採取した空気や水を無臭空気（水）で希釈して、嗅覚検査に合格した者が臭いをかぎ、臭いのしなくなった時の希釈倍率から算出する。

(例)

採取した空気は無臭空気
で30倍に薄めた時に臭い
がしなくなったら



$$\text{臭気指数} = 10 \times \log(30) = 15$$